八尾市指定給水装置工事事業者の【指定更新】申請のご案内

【提出書類】

申請時に持参する書類		法人	個人	備　　考
「指定給水装置工事事業者指定申請書」（様式第１）		○	○	表面「申請者」は登記事項証明書（又は住民票）の住所、裏面は事業所の所在地を記入
「機械器具調書」（別表）		○	○	
「誓約書」（様式第２）		○	○	
「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（様式第３）		○	○	
「指定給水装置工事事業者　更新時確認書」（八尾市指定様式第 1-2 号）		○	○	項目３・４について書ききれない場合は「更新時確認書（続き用紙）」をご使用下さい **※「新規指定時確認書」と間違わないこと**
「指定証受領書」（八尾市指定様式第２号）		○	○	
添付書類	「登記事項証明書」	○		発行日から３か月以内のもの
	「定款」の写し	○		余白に原本証明と代表者氏名の明記が必要
	「住民票」		○	発行日から３か月以内のもの
	「給水装置工事主任技術者」免状の写し、又は「給水装置工事主任技術者証」の写し	○	○	
	賃貸借契約書又は、公共料金等の支払証の写し	△	△	事業所の所在地が登記事項証明書や住民票に記載のない場合に添付してください。
	研修受講証、資格証等の写し	△	△	更新時確認書に研修受講実績等を記入した場合に添付してください。

【受付方法】

①**対面での受付**…申請書類を持参される方は、書類一式を持って下記の受付場所までお越しください。
申請書類を確認のうえ、更新手数料の納付書を発行します。

②**郵送での受付**…申請書類一式と一緒に**返信用封筒（Ａ４サイズ・切手貼付）２通（納付書送付用と指定証送付用）をお送りください。　※郵送される方は事前に電話連絡をお願いします。**
後日、返信用封筒にて更新手数料の**納付書を送付**します。

※　申請書の受付日は手数料の納金日とします。　納金確認をさせていただきますので、領収書を受付場所までお持ちいただくか、領収書の写しを郵送またはＦＡＸ、Ｅメールにより確認させていただきます。
納金確認が出来ないと申請書の受付が完了出来ないので、ご注意ください。

【受付場所】
八尾市水道局　施設整備課　給水係
電 話　072-923-6308（直通）
ＦＡＸ　072-923-6595
Ｅ㍊　suidousisetsu@city.yao.osaka.jp

【送付先】
〒581-0007　大阪府八尾市光南町一丁目４番 30 号
八尾市水道局　施設整備課　給水係

【受付時間】
平日９：００～１１：３０、１４：００～１６：３０

【更新手数料】
10,000 円

【交付日】
受付日の翌月 25 日に指定証を交付します。
翌営業日以降、速やかに指定証を受け取りにお越しください。
但し、指定証送付用に返信用封筒（Ａ４サイズ・切手貼付）をお預かりしている場合は、指定証を郵送いたします。

【指定の有効期間】
更新後の有効期間は、更新の申請日に関係なく従前の有効期間満了日の翌日から５年間となります。新しく交付する指定証には、有効期間満了の日を記載しておりますので、期限までに更新の申請が必要です。

【注意事項】
更新申請時に**届出事項**（**氏名又は名称**、**住所**、**代表者の氏名**）**に変更があった場合**、そのままでは申請を受付け出来ません。速やかに変更の届出をお願いします。（「各種届出（変更等）のご案内」を参照）
また、有効期限までに更新の申請をされなかったときは**指定の効力を失います**ので、期限に余裕を持って提出していただきますようお願いします。
指定の失効後に手続きされる場合は、あらためて新規指定の申請をお願いします。

【指定の基準】
※指定給水装置工事事業者の指定の基準は水道法第２５条の３及び厚生労働省令にて規定されています。

1　給水装置工事主任技術者について
給水装置工事の事業を行う事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
※「指定給水装置工事事業者指定申請書」（様式第 1）の裏面に給水装置工事主任技術者として選任される（予定の）方の氏名を記入してください。

2　機械器具について
厚生労働省令で定める次の機械器具を有する者であること。
- 管の切断用の機械器具（金切りのこ等）
- 管の加工用の機械器具（やすり、パイプねじ切り器等）
- 管の接合用の機械器具（トーチランプ、パイプレンチ等）
- 水圧テストポンプ

3　欠格要件について
次のいずれにも該当しない者であること。
- 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意志疎通を適切に行うことができない者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
- 指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者
- 給水装置工事の業務に関して、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 法人であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者がある者。